

ウクライナ避難民救援義援金佐賀県配分委員会設置要綱

(目的)

- 第1条 ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、佐賀県にウクライナから避難された方を救援するために寄せられた義援金を避難民に配分するため、ウクライナ避難民救援義援金佐賀県配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 県内への避難民がない場合については、日本赤十字社を通じてウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動の支援に充てられる。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) 配分の方法
- (4) その他義援金の配分に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 佐賀県健康福祉部副部長
- (2) 危機管理・報道局副局長
- (3) 地域交流部副部長

(役員)

第4条 委員会には、会長、副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は、佐賀県健康福祉部副部長を、副会長は、危機管理報道局・副局長をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、委員会を招集し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(書面決議)

第6条 前条第1項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聞き、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。なお、期日までに到達しない意見又は賛否は、議事又は議決に加えないものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するために、佐賀県健康福祉部社会福祉課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において決定する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行し、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

【配分会議】

役職名	氏名
健康福祉部副部長	豊田 裕美
危機管理・報道局副局長	松隈 克彦
地域交流部副部長	高塚 明